

ちいきじゅうみん

地域住民のみなさんへ



新施設建設をめぐる疑問にお答えするため、4月26日に第1回目の説明会を開催いたしました。第2回説明会のご案内とともに、初回の説明会でいただいた質問も掲載いたしましたので、是非ご覧くださいませ。今後も説明会を重ね、いただいた疑問や質問にQ & A形式で答えていきたいと思っております。

新施設Q & A

ご質問をお聞かせ下さい。このコーナーで答えてまいります。

<p>Q 1</p>	<p>行政（名古屋市）からの説明がないのはなぜでしょうか？</p>
<p>A</p>	<p>2月21日に恵方町カトリック教会にて、名古屋市から説明が行われました。その説明会で、みなさんが疑問や質問をおもちであるとわかりましたので、今回（4月26日）は、私たちの考えをお聞きいただきたいとAJU単独で説明会を開催いたしました。名古屋市とは、さまざまな面で協力していくことになっておりますので、今後直接説明させていただく場を設けるようにいたします。</p>
<p>Q 2</p>	<p>施設を利用する精神障害者とは、どのような人たちなのでしょう？</p>
<p>A</p>	<p>AJUが計画している施設は、社会復帰のためのリハビリ施設です。例えば、脳梗塞で入院した人が身体的なりハビリをするように、精神的な病気には、社会復帰にむけた精神的なりハビリが必要です。リハビリですから、医師が入院の必要はない（常時医療が必要ではない）とした退院している人たちが利用者となります。入院を必要とする人が利用する施設ではありません。リハビリのために通所してくる利用者の障害の程度について、障害者自立支援法の障害程度区分では、区分1（介護保険の要支援に相当）に該当する最も程度の軽い精神障害者を想定しています。</p> <p>* 障害の程度を示す基準で区分1から区分6まであり、区分1が最も軽く区分6が最も重い障害です。</p>
<p>Q 3</p>	<p>精神障害者は怖い？ 精神障害者は危険ではないか？</p>
<p>A</p>	<p>多くの精神障害者は、退院しても定期的な通院が必要です。人は誰でも体の不調があれば医者にかかります。障害者も同じで、調子が落ち込むことがあれば医者にかかります。社会復帰には、医療と福祉の連携が必要で、毎日ケアすることで、定期的な通院を確認できます。そして、障害者の孤立化（医療が必要な状態でも家に閉じこもっていて受診しないなどの状況）を予防し、深刻な状態になる前に早期に受診するなどの対応をしますので危険を回避することができます。毎日リハビリに通ってくる。そして、毎日会うからこそ変調が早く発見でき、早期受診などの危険回避対応が可能になります。</p> <p>また、「障害者 = 危険、怖い」というイメージがあるのは存じておりますが、施設の周りで犯罪や事故が特に多いというデータや科学的な根拠はありません。</p>

コラム - AJUの新施設とは

名古屋市昭和区若柳町2丁目14番2

区分	事業の種類	定員
3階	就労移行支援事業	24人
2階	障害者ホームヘルパー派遣事業	-
1階	就労移行支援事業	3階に含む

名古屋市昭和区松風町3丁目7番

区分	事業の種類	定員
4階	自立(生活)訓練事業	24人
3階	宿泊型自立訓練事業	15人
2階	障害者福祉ホーム	5人
	高齢者ホームヘルパー派遣事業等	-
1階	就労継続支援事業(B型)	10人
	障害者地域生活支援センター	-

新施設は、上の表のように若柳町と松風町で計画しています。

若柳町で実施する事業は、現在も実施している障害者の自宅ヘルパーを派遣する事業と一般就労をめざした「就労移行支援事業」です。就労移行支援事業は、社会復帰のためのリハビリの最終段階で、就労するために必要な知識や技術、職場でのマナーなどを身につけるための訓練をします。

利用者は、この就労移行支援の訓練を受ける前に、1年程度の自立生活訓練を修了してきています。また、就労移行支援事業は、朝来て、夕方帰るという通所で実施しますので、若柳町の施設で宿泊する利用者はいません。

利用する障害者の程度について、一般就労を目的にしていますので、障害者自立支援法の障害程度区分では、区分1に該当する最も程度の軽い精神障害者が利用すると想定しています。また、この就労移行支援の訓練を受ける前に、1年程度の自立生活訓練を終了していますから、基本的なリハビリを終了している安定した生活ができる人たちです。

障害程度区分とは、障害の程度を示す基準で区分1から区分6まであります。区分1が最も軽く区分6が最も重い障害です。介護保険の要介護度と同じ仕組みで考えられており、区分1が要支援に、区分6が要介護5に相当します。

おしらせ - 説明会の実施について

第1回目を4月26日に開催いたしましたので、22名のご参加をいただきました。ありがとうございます。第2回目、第3回目を下記のように予定しております。皆様には大変お忙しい中、誠に申し訳ありませんが、ご出席いただけましたら幸いです。何卒よろしく願いいたします。

会場：カトリック恵方町教会ホール

日時および内容：

5月10日(木)	19:00 ~ 20:30	専門家による解説...精神障害者の理解 名古屋市精神保健福祉センター 所長 奥田幸子氏
5月17日(木)	19:00 ~ 20:30	みなさんからの意見と疑問に答えて
5月(未定)		精神障害者の施設見学

今後さまざまな形でみなさんの疑問の声に答えていきます。電話、ファックス、メールなどで、ご意見、ご要望をお寄せ下さい。

社会福祉法人AJU自立の家
常務理事 山田昭義
施設準備室 鬼頭義徳、小山秀隆

名古屋市昭和区恵方町2-15

TEL 841-5554

FAX 841-2221

info@aju-cil.com